

令和 8 年度ファブテラスいわて運営等業務

企画提案審査要領

令和 8 年 2 月

岩手県商工労働観光部ものづくり自動車産業振興室

岩手県（以下「県」という。）が実施する「令和8年度ファブテラスいわて運営等業務」（以下「本業務」という。）に係る委託候補者の選定は、公募型プロポーザル方式によって行うものとする。

委託候補者を選定するための企画提案書審査の概要については、次のとおりとする。

1 審査機関

- (1) 本業務に係るプロポーザルの審査については、審査・選考に係る委員会（以下「委員会」という。）において実施するものとする。
- (2) 委員会は、参加者から提出された企画提案書等について、別表の「審査項目、審査観点及び配点」定める審査基準に基づき、審査を行い、その結果を県に報告するものとする。

2 審査項目及び配点

配点は100点満点とし、審査項目ごとの配点は次のとおりとする。

審査項目
(1) 業務方針・方向性【10点】
(2) 人員体制【10点】
(3) ファブテラスいわての運営【20点】
(4) イベントの運営【20点】
(5) 情報発信【20点】
(6) （自主事業）※自主事業については、加点要素として評価する。
(7) 業務遂行能力【10点】
(8) 積算内訳【10点】

3 審査方法及び県への報告方法

- (1) 審査は、企画提案書等及び参加者によるプレゼンテーションにより審査を行う。
- (2) 参加者が6者を超える場合には、委員会の部会において、企画提案書による審査（以下「第1審査」という。）を実施し、上位と評価された6者により、委員会において、企画提案書及びプレゼンテーションに基づく審査を行うものとする。
- (3) 参加者が6者以下であった場合には、第1次審査は実施しないものとする。なお、参加者が1者のみであった場合にも、委員会において企画提案書及び参加者によるプレゼンテーションに基づく審査を実施し、本業務を実施するにふさわしいか否かを評価し、その旨を県に報告するものとする。

- (4) 委員会の委員は、企画提案書及びプレゼンテーションに基づき、個別の審査基準ごとに評価を行い、審査基準等に評点を記入するものとする。
- (5) (4)の評点の合計点に基づき、委員ごとに上位3者まで順位点（1位－5点、2位－3点、3位－1点）をつけ、それを委員会で合計した総得点により順位をつけて、県に報告するものとする。
なお、総得点が同点の場合には、総評点の高い者を上位者とするものとする。

審査項目、審査観点及び配点

審査項目		審査観点	配点	
実施体制	業務方針・方向性	業務方針・方向性が、本事業の目的達成に資するものであるか。	10	20
	人員体制	人員体制が、本事業の目的達成に適うものであるか。	10	
業務企画内容	ファブテラスいわての運営	ものづくりに取り組みたい個人に対し、技術習得、創作実践、交流の場等を提供できる運営であるか。	20	60
	イベントの運営	広く県民がメイカームーブメントに接し、参加できる機会を提供できるものであるか。	20	
	情報発信	多様なものづくり主体の交流を促し、県内のメイカームーブメント拡大につながる情報発信であるか。	20	
	(自主事業) ※	想定される自主事業が、本事業の目的達成に資するものであるか。	—	
業務遂行能力	業務遂行能力	<ul style="list-style-type: none"> ・ 受託業務を滞りなく実施し、不測の事態にも対応できる体制か。 ・ 関係機関等との協力体制を踏まえ、確実に本業務を遂行できるか。 	10	20
	積算内訳	<ul style="list-style-type: none"> ・ 積算単価や数量は妥当なものであるか。 ・ 提案内容との整合性があるか。 	10	
合 計			100	

※ 自主事業については、加点要素として評価する。